

平 29 . 1 1 . 1  
総 1 4 - 3

# 説 明 資 料

〔地方税務手続の電子化等②〕

〔個人住民税②〕

平成 29 年 11 月 1 日 (水)

総 務 省

# 目 次

- 1. 前回までの総会でいただいた主なご意見……………1
- 2. 補足説明……………4

# 1. 前回までの総会でいただいた 主なご意見

## 前回までの総会でいただいた主なご意見(地方税関係)①

- 納税環境の整備について、情報通信技術を活用して国民が納税しやすい仕組みを構築することが大事ではないか。
- 情報提供ネットワークシステムの構築が重要な鍵になるのではないか。福祉分野への所得情報の提供は、社会保障制度を充実させていく上でも重要ではないか。
- マイナンバーに基づく情報連携を社会保障に活かすことは、低所得者対策としても大切ではないか。
- 所得情報を共有し、福祉に活用することは非常に良いアイデアであり、国民の利便性の実感につながるのではないか。所得情報が活用できるという意味でICT化を進める価値があることは、国民への強いメッセージになるのではないか。
- 電子化は成長戦略の観点からも重要であり、省庁や国・地方を超えて、税のみでなく、年金、社会福祉、医療なども一体として推進していくことが重要ではないか。
- 情報提供ネットワークシステムは、魅力的なシステムだと期待しており、様々な分野の連携の実現に向け、多様な機関が利用できる使い勝手の良いシステムにすべきではないか。

## 前回までの総会でいただいた主なご意見(地方税関係)②

- 個人住民税の特別徴収税額通知については、eLTAXを活用した電子化の方式になることは理解できるが、将来的には、全ての納税者が電子的に特別徴収税額通知を受け取るようにすべきではないか。
- 個人住民税は賦課課税であるため、特別徴収税額通知が納税者本人に届けられることは必須であり、省略することはできない。
- 特別徴収税額通知については、企業に多くの労力とコストが掛かっているため、規制改革実施計画に沿って具体的に電子化を進めるべき。

※ 以上のほか、税務手続の電子化及び個人所得課税について、国税・地方税に共通する意見(財務省説明資料(総14-2)に掲載されている意見)が出されている。

## 2. 補足説明

# 税務手続の電子化に向けた具体的取組（地方税）

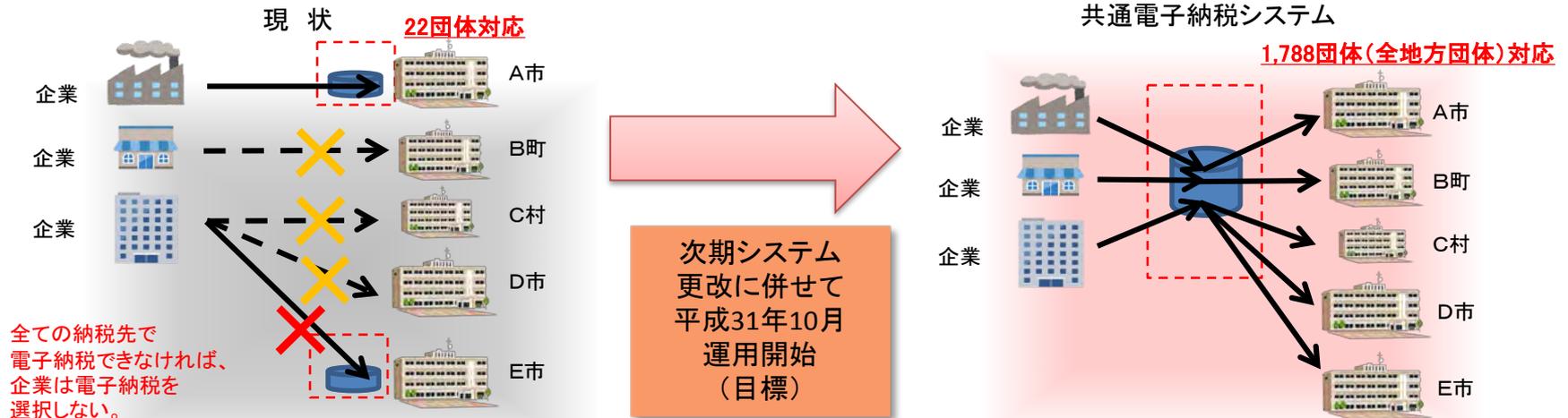
○ 地方税の特性(複数の地方団体への手続が必要、賦課課税の税目が多いなど)を踏まえ、全国共通のシステムを利用した税務手続の電子化を推進することにより、納税者の利便性向上と官民双方のコスト削減を図る。

※ 主な取組の内容や見込まれる変化(イメージ)は以下の通り。

- ・ ◎を付した取組は、今後概ね2～3年間程度で着実に進めるもの。
- ・ ☆を付した取組は、課税側(地方団体)、納税側双方の意見を踏まえつつ、関係省庁とともに更なる取組を検討していくもの。

## 1. 共通電子納税システム（共同収納）関係

主な取組	現状	今後の納税環境(イメージ)	参考
共通電子納税システム(共同収納)の導入	地方税の電子納税は、個別団体による対応  費用対効果の問題等から、地方団体ごとの電子納税の対応は普及していない	◎ eLTAX※の次期システム更改に併せて、eLTAXを活用した共通電子納税システムを導入。全地方団体で電子納税に対応。 【平成31年10月運用開始目標】 ※ 地方団体が共同で設置・運営している地方税電子申告システム。 対象税目：地方法人二税等、事業所税、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)  ☆ さらに、その次のシステム更改に向けて各税目の納税実態、課税側(地方団体)・納税側双方の意見、共通電子納税システムの利用状況等を踏まえつつ、利用可能税目の拡大を検討。	・対象税目(左記)に係る電子納税(個別団体対応)実施団体数  22団体 (平成29年3月末)



## 2. 電子申告等関係

主な取組	現状	今後の納税環境(イメージ)	参考
<p>電子申告の普及促進</p>	<p>地方法人二税、固定資産税(償却資産)、個人住民税(特徴)等の電子申告(電子的提出)については、平成27年度までに全地方団体が対応済み</p> <p>法人・個人事業主への更なる普及が課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 大法人は、地方法人二税の電子申告を義務化。</li> <li>◎ 中小法人は、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、地方法人二税の電子申告利用率を70%以上に引上げ。 (平成31年度まで)</li> <li>◎ 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除を実現。(平成31年度)</li> <li>◎ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除を実現。 (平成31年度)</li> <li>☆ 将来的には、ICT環境等を勘案しつつ、中小法人にも地方法人二税の電子申告を義務化。中小法人を含め地方法人二税の電子申告利用率100%を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申告利用率 60.9%(平成28年度) (法人道府県民税・法人事業税)</li> </ul>
<p>法人設立関係 手続の オンライン・ ワンストップ化</p>	<p>法人設立に当たり、地方団体ごとに手続が必要</p> <p>国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 複数の地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化を実現。(平成31年度)</li> <li>◎ 国税・地方税の法人設立関係手続について、申請データの一括作成・電子的提出の一元化を実現。(平成31年度)</li> <li>☆ 法務省が平成32年度に構築する予定の行政機関に対する登記情報を提供する仕組みを活用することにより「登記事項証明書」の添付省略を検討。</li> <li>☆ さらに、関係省庁とともに、社会保険・登記を含むすべての法人設立関係手続について、オンライン・ワンストップ化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eLTAXを通じた法人設立・異動届出件数 52万件(平成28年度)の内数</li> </ul>

主な取組	現状	今後の納税環境(イメージ)	参考
特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化	書面により、特別徴収税額通知(納税義務者用)を送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ eLTAXを利用して、特別徴収税額通知(納税義務者用)を特別徴収義務者に電子的に送信して納税義務者が取得できるようにする仕組みを構築。</li> <li>☆ さらに、給与支払報告書(企業→市区町村)の電子的提出率の向上に併せて、特別徴収税額通知の電子的送信の拡大を検討。(将来的には、マイナポータルを活用する可能性も検討。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与特徴に係る納税義務者数 3,905万人 (平成28年度)</li> </ul>

### 3. その他

主な取組	現状	今後の納税環境(イメージ)	参考
行政機関間のデータ連携拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎☆ 国税・地方税の法人設立関係手続の電子的提出一元化、法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除や法務省との登記情報のデータ連携等を進め、情報提出の重複を削減(ワンスオンリー化)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eLTAXを通じた法人設立・異動届出件数 52万件(平成28年度)の内数</li> <li>・電子申告件数 245万件(平成28年度) (法人道府県民税・法人事業税)</li> </ul>
eLTAXの利便性向上	eLTAXの機能改善など更なる利便性向上が課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 異動届出書提出時の利用者情報への自動反映を実現。(平成31年度)</li> <li>◎ メッセージボックスの閲覧方法を改善(eLTAXソフトWEB版の機能拡充及びスマートフォン版の導入)。(平成31年度)</li> <li>◎ 利用可能文字を拡大。(平成31年度)</li> <li>◎ 利用満足度に係るアンケートを実施。(平成31年度)</li> <li>☆ eLTAX受付時間の更なる拡大について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eLTAXを通じた法人設立・異動届出件数 52万件(平成28年度)の内数</li> </ul>

## 取組の全体像・スケジュール（イメージ）

	今後概ね2～3年間程度で実施	さらに検討を加えつつ、取組を進めるもの
共通電子納税	<p>共通電子納税システム（共同収納）の導入 全地方団体に電子納税に対応 【平成31年10月運用開始目標】</p> <p>対象税目：地方法人二税等、事業所税、 個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）</p>	<p>共通電子納税システム（共同収納）の利用可能税目 拡大に向けた検討</p> <p>（各税目の納税実態、課税側（地方団体）・納税側双方の意見、 共通電子納税システムの利用状況等を踏まえる必要）</p>
電子申告等	<p>大法人のeLTAX義務化、 中小法人のeLTAX利用率70%以上</p>	<p>中小法人を含め、eLTAX利用率100%を目指す</p>
	<p>地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の 重複排除</p>	
	<p>法人税及び地方法人二税の共通入力事務の 重複排除</p>	
	<p>複数の地方団体への法人設立届出書等の 電子的提出の一元化</p>	<p>「登記事項証明書」の添付省略を検討 （法務省が平成32年度に構築する予定の行政機関に対する 登記情報を提供する仕組みを活用）</p>
	<p>国税・地方税の法人設立関係手続について、 申請データの一括作成・電子的提出の一元化</p>	<p>社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の オンライン・ワンストップ化</p>
	<p>特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化</p>	<p>特別徴収税額通知の電子的送信の拡大</p>
その他	<p>行政機関間のデータ連携拡大（情報提出の重複削減（ワンスオンリー化））</p>	
	<p>異動届出書提出時の利用者情報への自動反映</p>	<p>eLTAX受付時間の更なる拡大について検討</p>
	<p>メッセージボックスの閲覧方法の改善 （eLTAXソフトWEB版の機能拡充及びスマートフォン版の導入）</p>	
	<p>利用可能文字の拡大</p>	
<p>利用満足度に係るアンケートの実施</p>		